

# 公 募 公 告

次のとおり使用許可の相手方を公募します。

令和3年11月1日

法務省所管国有財産部局長  
千葉地方法務局長 降 籬 元

## 1 公募に付する事項

- (1) 件 名 千葉地方合同庁舎及び千葉地方法務局佐倉支局外12庁の庁舎の一部における清涼飲料水等の自動販売機設置業務
- (2) 設置場所 千葉地方合同庁舎及び千葉地方法務局佐倉支局外12庁の庁舎において指定する場所
- (3) 設置期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで  
(ただし、当局が認めた場合は、令和9年4月1日から最大5年を超えない期間で、原則として一度に限り、国有財産の使用許可を更新することができる。)
- (4) 選定者数 1者

## 2 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる等、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (6) 本公募に係る参加申込みを期日までにしていること。
- (7) 本公募に係る公募説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者で

はないこと。

- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員及び(9)から(12)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (14) 千葉地方法務局長が定める資格を有する者であること。

### 3 公募説明書の交付

公募参加希望者は、次に記載する期間内に、事前に電話連絡の上、交付場所まで来庁し、公募説明書の交付を受けること。

- (1) 期 間 令和3年11月1日(月)から令和3年11月30日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。受付時間は、8時30分から17時15分まで。ただし、12時00分から13時00分までは除く。)
- (2) 交付場所 千葉市中央区中央港一丁目11番3号  
千葉地方合同庁舎4階 千葉地方法務局会計課施設係

### 4 問合せ先

千葉市中央区中央港一丁目11番3号  
千葉地方合同庁舎4階 千葉地方法務局会計課施設係  
担当 那須, 近藤  
電話 043-302-1327

### 5 公募への参加申込み

この公募に参加を希望する者は、令和3年12月21日(火)までに、公募説明書に定める提出書類を作成し、次の申込先に持参の上、提出すること。

- (1) 申込先  
千葉市中央区中央港一丁目11番3号  
千葉地方合同庁舎4階 千葉地方法務局会計課施設係  
電話 043-302-1327
- (2) 申込受付時間  
土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時30分から17時15分まで。ただし、12時00分から13時00分までは除く。

### 6 公募の無効

本公告に示した公募参加資格のない者のした申込み及び公募説明書に定める提出書類に不備がある申込みは、無効とする。

### 7 結果の通知

令和4年1月18日(火)までに、公募参加者に適宜の方法により通知するとともに、千葉地方法務局ホームページに掲示する。